

# 議会運営委員会会議録

(令和5年5月30日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

令和5年5月30日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和5年第2回栄町議会定例会の付議事件について
    - 1. 町長提出議案 14件
      - 人事案件 2件
      - 条例の一部改正 3件
      - 補正予算 2件
      - 専決処分の承認 4件
      - 報告 3件
  - (2) 諸般の報告について
    - 1. 現金出納の検査結果報告 3件
    - 2. 陳情 4件
  - (3) 一般質問について 通告者 9名
  - (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
  - (5) その他、議会運営に関する事

**出席委員（6名）**

委員長 野田 泰博 君  
委員 高萩 初枝 君  
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君  
委員 大野 信正 君  
委員 大塚 佳弘 君

**欠席委員（なし）**

**出席を求めた者**

議長 藤村 勉 君

副議長 大野 徹夫 君

**説明のため出席した者**

総務政策課長 本橋 義正 君

**出席議会事務局**

事務局長 藤江 直樹 君

書記 春藤 幸夫 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和5年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から本橋総務政策課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、藤村議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（藤村 勉君） 改めまして、こんにちは。今、ちょうど季節の変わり目ということで暑い、寒いが交互に来るところでまた、今週の金曜日くらいからは梅雨と言うようなことを言われています。皆さん体調に気を付けてこの6月議会に臨んでいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は6月6日火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が14件、その内訳といたしまして、人権擁護委員の推薦、固定資産評価審査委員の選任、専決処分の承認4件、条例の一部改正3件、補正予算2件、報告が3件です。

なお、一般質問は9名となっております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

それでは始めに、町長提出議案等14件について、本橋総務政策課長より説明をお願いいたします。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） それでは、令和5年度第2回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、町からの提出予定議案ですが、ただ今委員長からありましたように、諮問案件が1件、専決処分の承認を求める件が4件、人事案件が1件、条例の一部改正が3件、令和5年度補正予算が2件、専決処分の報告が1件、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、事業会計予算の繰越計算書の報告が1件、合計14件でございます。

それでは順番に概要をご説明いたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて所管は、くらし安全課です。

内容は、現委員の任期満了に伴い、同委員を後任委員の候補者として法務大臣に推薦すべく、議会の意見を求めるものでございます。

続いて、議案第1号専決処分を報告し承認を求めることについて所管は、税務課となります。内容は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日

から施行されたことにより、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法第179条第1項の規定により栄町税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第2号専決処分を報告し承認を求めることについて所管は、同じく税務課です。

専決処分の理由としましては、議案第1号と同様ですが、第2号は栄町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したものでございます。

続いて、議案第3号専決処分を報告し承認を求めることについて所管は、住民課です。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したものでございます。

続いて、議案第4号専決処分を報告し承認を求めることについて所管は、企画財政課となります。

内容ですが、子育て世帯臨時特別給付金及び支給に係る事務費並びに住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る事務費について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度栄町一般会計補正予算第2号について専決処分したので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第5号栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について所管は総務政策課です。

内容は、現委員の任期満了に伴い、同委員を再任すべく、議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第6号栄町税条例等の一部を改正する条例所管は、税務課となります。

内容は、地方税法等の改正を踏まえ、森林環境税の導入、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化など所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第7号栄町通学区区域審議会条例の一部を改正する条例所管は、教育課となります。

内容ですが、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行に伴い、通学区区域審議会委員の選任要件について、学校評議員から学校運営協議会委員とするものでございます。

続いて、議案第8号栄町火災予防条例の一部を改正する条例所管は、消防総務課です。

内容は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第9号及び議案第10号につきましては、令和5年度における2会計の補正予

算について地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものです。所管は、企画財政課です。

誠に申し訳ございませんが、補正予算案につきましては、現在最終の調整中でございますので、本日は概要についてのご説明とさせていただきます。議案の送付は6月2日を予定しておりますのでご了解くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第9号令和5年度栄町一般会計補正予算第3号の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2億200万円増額する予定で調整しております。

続いて、議案第10号令和5年度栄町国民健康保健特別会計補正予算第1号の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円増額する予定で調整しております。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてです。所管は、総務政策課となります。

概要ですが、令和5年1月10日に、公用車から降りる際にドアが風に煽られて接触したことにより発生した車両の損傷事故の和解等について専決処分したので、議会に報告するものでございます。

続いて、報告第2号繰越明許費繰越計算書について所管は、企画財政課となります。

概要ですが、令和4年度栄町一般会計補正予算第7号第3条及び第9号第2条並びに第10号第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

最後ですが、報告第3号事業会計予算の繰越計算書についてです。所管は、下水道課となります。

概要ですが、令和4年度栄町下水道事業会計予算における令和5年2月6日契約に係る安食中央汚水幹線耐震補強工事について、年度内の事業完了が間に合わず翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。以上、町からの提出予定議案等の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、諮問第1号と、議案第5号の人事案件にかかわる2名の方の履歴書はこの後配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

**○委員長（野田泰博君）** ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終了しましたが、質疑をお伺いする前にここでお諮りいたします。諮問第1号、議案第5号については、人事案件につき、先例により初日の6日提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「なし」という声あり]

**○委員長（野田泰博君）** ご異議がないようですので、諮問第1号、議案第5号は、初日の6日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

続きまして、町長提出議案等について、質疑等あればお願いいたします。大野信正委員。

**○委員（大野信正君）** 一点、議案第5号の杉田さんの履歴は後程、貰えるということですか。

○委員長（野田泰博君） 藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 配布という形で、経歴書を全員協議会で配りたいと思います。

○委員長（野田泰博君） 町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、令和4年度3月期分～令和5年度5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでした。

議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に陳情でございますが、「生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）に関する陳情」、「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する陳情書」、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する陳情書」の4件が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただいま事務局長より説明がありました。諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、一般質問の通告につきまして、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、9名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、松島議員、高萩議員、早川議員、大塚議員、塚田議員、大野信正議員、石橋議員、岡本議員、野田議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。ただ今、事務局長より説明がございましたが、一般質問については説明のとおりとします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。いつものとおり、現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、6月6日（火）10時に招集されまして、翌週16日（金）までの11日間となります。会議の内容としましては、初日の6日は午前10時から、町長提出議案等の提案理由の説明となります。

なお、「人権擁護委員の推薦」及び「固定資産評価審査委員会委員の選任」については、説明のあと、質疑、討論、採決までお願いしたいと思います。

その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を14日（水）午前

10時から4名と15日（木）午前10時から5名といたしました。

そして最終日の16日（金）は、午前10時から議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日6日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、報告の後、人事案件を先に行い、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、人事案件につきましては、採決までお願いいたします。

次に、14日の第2号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、4名という形で組みました。

15日の第3号につきましては、同じく一般質問の日程となりまして、5名という形で組みました。

そして、最終日、16日の第4号ですが、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、7番、大野信正議員、8番、大野博議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

**○委員長（野田泰博君）** ただ今、事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりとします。次に、会期、議事日程は、ただ今の説明のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

**○委員長（野田泰博君）** ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、その他ですが、始めに、事務局長から何かありますか。藤江議会事務局長。

**○事務局長（藤江直樹君）** その他ということで、始めに、今月の17日に、韓国の大邱広域市議会の議員10名職員5名が「栄町の子育て支援制度について」の視察があり、議会からは藤村議長に対応していただきましたのでご報告いたします。

次に、町はこの4月からノーネクタイ等の軽装勤務を通年で実施しておりますので、町執行部につきましては、議会への出席もノーネクタイとなりますので、ご了承願います。

これに伴い、栄町議会申し合わせ事項の変更を行いたいと思います。

また、実情に合わせた字句についても合わせて修正したいと考えております。

なお、申し合わせ事項の変更においては、全員協議会で協議し、議会運営委員会において決定するとされていることから本日の全員協議会終了後、議会運営委員会を開催し決定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、傍聴席の人数につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、

2類相当から5類感染症になったことから、通常の数に戻したいと考えております。合わせてアクリル板についても撤去したいと思います。

次に、昨日、県の議長会定例会がありまして、大野信正議員が表彰されましたので、議会初日の開会前に議場にて議長より授与していただきたいと思っております。

最後になりますが、議会の最終日終了後、17:30より町執行部との合同懇親会を予定しておりますので、皆様のご出席をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。他に何かございますか。

[「なし」という声あり]

---

## ◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） ないようですので、これで議会運営委員会を閉会といたします。

午後1時51分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和5年6月14日

議会運営委員会委員長 野田 泰博